

<b>① 件名</b>
個人情報の取扱いの見直しについて
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<p><b>【背景】</b>                  市立病院から、宮城県内の医療機関、福祉施設、薬局等で扱う患者の診療情報等を電子化し、遠隔保存、データの共有利用による安全で質の高い医療・介護サービスを住民に提供することを目的とした「みやぎ医療福祉情報ネットワークシステム（MMWIN）による患者の診療情報の提供及び同システムへのオンライン結合」を実施したい旨の希望があった。</p> <p>そのため、個人情報保護条例の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行ったところ、オンライン結合については、他の多くの自治体条例が「公益上の必要性」と「個人の権利利益を侵害するおそれがないこと」を要件とするのに対し、本市の条例は「目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないこと」を求めており、他自治体の条例よりも厳しい制限が課せられていることから、「現行条例の規定では、必要不可欠とは認められないので、オンライン結合による受診者の診療情報の提供・収集は認められない。」旨の答申があった。</p> <p><b>【目的】</b>                  審査会の答申を踏まえ、現行条例における個人の人格と尊厳を最大限に維持しつつ、今回のMMWINへの参画を含め、今後の高度情報化社会における個人情報の利用による公益上の必要性を確保するためにも、オンライン結合が可能となるよう見直しを行うもの。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<p><b>【根拠法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石巻市個人情報保護条例</li> <li>・個人情報の保護に関する法律</li> <li>・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</li> </ul> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
<p>平成28年 6月 3日 第1回情報公開・個人情報保護審査会（諮問・審査）                  6月14日 第2回情報公開・個人情報保護審査会（審査・答申）                  10月11・12日 例規審議会による改正案の審議</p>
<b>⑤ 主な内容</b>
<p>個人情報保護条例について、オンライン結合の制限の見直しを行うとともに、オンライン結合以外の条項についても全体的な見直しを行い、より適切な個人情報保護制度の運用を図るとともに、あわせて、情報公開条例等関係条例との整合を図る。</p>

1 オンライン結合の制限の見直し

	現行条例		見直し後
オンライン結合の定義	「通信回線による電子計算機の結合」	⇒	明確な定義を設ける
	「オンライン結合の制限」	⇒	「オンライン結合による個人情報の提供の制限」
オンライン結合の例外規定	① 法令等に定めがある場合	⇒	①本人の同意がある場合
	②実施機関が審査会の意見を聴いて、事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認める場合		②法令等に定めがある場合 ③人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ない場合 ④出版、報道等により公にされている場合 ⑤審査会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認める場合

2 罰則規定の追加

- ・現行条例では罰則規定を設けていないが、実施機関の個人情報の適正な取扱いの確保と個人の権利利益の侵害防止を図るため、職員、職員であった者、受託事業者、指定管理者、開示を受けた者などが各義務に違反した場合に罰則を課す規定を新たに設ける。
- ・量刑等については、宮城県、仙台市などの罰則規定を設けている近隣自治体と同様とする。

3 その他の主な改正

- ・「収集の禁止」の規定を「オンライン結合による提供の制限」の規定と整合を図る。
- ・「個人情報の不開示情報」に該当するものを情報公開条例の規定と整合を図る。
- ・「開示決定後の手続」として、90日以内に開示を受けなければならない旨の規定を設ける。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【効果】

- ・本人の同意がある場合や審査会の意見を聴いて、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認める場合等は、オンライン結合による個人情報の提供を行うことができることから、地域包括ケアシステムなどの高度情報化社会に対応した取組が可能となる。
- ・全体的な見直しを行うことにより、より適切な制度の運用につながる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

- ・「オンライン結合」の規定については、自治体により種々様々な規定となっている。
- ・基本的には、宮城県条例をベースに全体の見直しを行う。
- ・罰則規定については、県内各市では、本市と気仙沼市だけが規定されていない。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成28年10月 罰則規定追加に伴う検察庁協議  
情報公開・個人情報保護審査会からの意見聴取  
パブリックコメントの実施

12月 市議会第4回定例会へ一部改正案の提案  
「個人情報保護条例、情報公開条例、情報公開・個人情報保護審査会条例、  
公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」  
(公布の日施行、罰則規定のみ平成29年4月1日施行)

⑨ その他

